

## 吉野川市創業支援資金保証制度要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、市内で新たに事業を開始しようとする者（創業後、5年未満を含む。）に対して、金融面から新たな産業等を育成・支援することにより、地域経済の発展に資することを目的とする。

### （中小企業者）

第2条 この要綱において中小企業者とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第17項各号に規定する者とする。

### （創業者）

第3条 この要綱において「創業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下、「法」という。）第2条第23項各号に掲げる者で、次のいずれかに該当する個人または中小企業者をいう。

ア 事業を営んでいない個人であって、1カ月以内（法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて行う創業に要する資金に係る創業関連保証（以下、「支援創業関連保証」という。）にあつては、6カ月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの

イ 事業を営んでいない個人であって、2カ月以内（支援創業関連保証にあつては、6カ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの

ウ 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの

エ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

オ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの

カ 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

### （取扱金融機関）

第4条 取扱金融機関（以下「金融機関」という。）は、阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫とする。

### （保証の対象者）

第5条 保証の対象者は、次の各号すべてに該当する創業者に限る。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 徳島県信用保証協会（以下「協会」という。）の保証対象業種に該当する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 金融機関から取引停止処分を受けていない者
- (4) 協会の代位弁済による債務を負担していない者
- (5) 償還が確実であると認められる者

2 次に該当するものは、前項の規定にかかわらず、融資対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 前号に規定する者が役員となっている法人
- (3) 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (4) その他、公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でないと認められる者

（保証条件）

第6条 保証条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 創業時または創業後の事業の実施に必要な運転資金及び設備資金。  
ただし、新会社設立のための資本金（株式取得資金）を除く。
- (2) 保証限度額 1,000万円（支援創業関連保証にあつては、1,500万円）以内
- (3) 貸付利率 年1.9%以下
- (4) 保証料率 0%
- (5) 保証期間 6年以内
- (6) 返済方法 月賦返済（据置期間1年以内）
- (7) 担保及び保証人 不要。ただし、法人については、代表者を保証人とする。

（保証の申込み）

第7条 この制度による保証を受けようとする者は、所定の様式による信用保証委託申込書を作成し、信用保証協会又は取扱金融機関へ提出するものとする。

（保証の決定等）

第8条 金融機関は、前条の規定により融資の申し込みを受けたときは、必要に応じて協会と協議のうえ、すみやかに融資の適否を決定し、融資を実行するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。